

【資料2】

付託事項

「建築物等の利用に関する説明書作成例(木造編)」の取りまとめについて

1. 背景

国や地方公共団体などにおいては、令和3年10月1日の「都市（まち）の木造化推進法」施行により、公共建築物における木材利用のより一層の促進に取り組んでおり、木造建築物等の整備も着実に進めています。

官庁営繕部では建築物等の完成時において、保全担当者及び施設入居者に建築物等を利用する際の基本的な使用方法、注意点などの必要な事項を示す「建築物等の利用に関する説明書」を作成することとしており、木造建築物等の整備が進むなか、昨今の完成施設における利用状況に関する知見を踏まえ、施設の長寿命化に資する、分かりやすい説明書が必要です。

2. 付託事項の提案

木材利用に係る技術開発の進展と国や地方公共団体により多様な木造建築物等が整備されていることを踏まえ、全国営繕主管課長会議構成員から得られる有益な情報を活用し、「建築物等の利用に関する説明書作成例(木造編)」（以下、「作成例」という。）を取りまとめることについて提案します。

3. スケジュール（案）

令和7年

- 4月 （幹事会 作成例の取りまとめについて提案）
- 6月 （総会 作成例の取りまとめについて承認）
- 8月～ 国交省にて作成例に係る業務着手
- 10月 （幹事会 中間報告）
- 12月～ 作成例（案）とりまとめ（適宜構成員に照会）

令和8年

- 4月 （幹事会 作成例について説明）
- 6月 （総会 作成例について報告）

【担当部局】

国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課木材利用推進室
計画課保全指導室